

◎ **特定廃棄物最終処分場における特定災害防止準備金の損金算入等に係る特例措置【延長】**（所得税、法人税、個人住民税、法人住民税、事業税）

・特定廃棄物最終処分場における埋立て終了後の維持管理に備えるための準備金（維持管理積立金）を積み立てた際に、当該積立金を損金又は必要経費に算入できる特例措置（損金算入可能な限度額は都道府県知事による通知額の6割）について、適用期限を2年間延長する。

<結果>

・延長は認められなかった。

・ただし、令和3年度末時点で廃棄物処理法に基づく廃棄物処理施設の設置許可を受けている者について、令和4年度及び令和5年度は現行どおりの準備金積立率（60%）による積立てを認めるとともに、令和6年度から令和10年度までについては、1年ごとに10%ずつ縮小した率による積立てを認める経過措置を講ずることとされた。

